



### 設備資金貸付利率特例制度の創設について

日本政策金融公庫国民生活事業では、デフレの進行に伴い実質金利上昇の下で抑制されている設備投資の下支えを図るため、設備資金の当初 2 年間の利率を 0.5%(年利)引下げる「設備資金貸付利率特例制度」を取り扱っております

たとえば、普通貸付を利用の場合 基準金利 2.15%(22.6.9 現在)が、2 年間 1.65%になります。

次の融資制度で設備資金を利用される方が対象になります。

1. 普通貸付
2. 特別貸付
3. 経営改善貸付
4. 生活衛生貸付



★ お気軽に相談ください

### 「もしも」のときに 経営セーフティ共済が改正されました

経営セーフティ共済(正式名称: 中小企業倒産防止共済制度)は、取引先企業の倒産の影響によって、中小企業者の方が連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するための共済制度で、中小企業倒産防止共済法に基づいて、国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

#### 制度改正

私的整理(一定条件を満たすもの)についても、「倒産」として認められるようになり、貸付けを受けられる機会が広がりました。

#### 掛金

- ・掛金月額は、5,000 円から 8 万円までの範囲(5,000 円刻み)で自由に選べます。
- ・掛金は掛金総額が 320 万円になるまで積み立てられます。
- ・掛金は税法上、法人の場合は損金、個人の場合は必要経費に算入できます。

加入後 6 ヶ月以上が経過して、取引先事業者の倒産によって売掛金債権等が回収困難となった場合に、共済金貸付けが受けられます。

#### 共済金の貸付

- ・貸付限度額は回収困難な売掛金債権等の額と掛金総額の 10 倍のいずれか少ない額で、最高 3,200 万円です。
- ・返済期間は 5 年間(据え置き期間 6 ヶ月)です。
- ・返済方法は 54 ヶ月で均等分割による毎月返済となります。
- ・担保、保証人はいりません。

パンフレットは、商工会の窓口にあります。

### 同封のパンフレットについて

1. 新しい法律(米トレーサビリティ法)が施行されます
2. 改正育児・介護休業法が施行されました
3. 「食べ残しを減らそう」協力店を募集します(飲食店・宿泊関係のみ)
4. 共済パンフ 4 種類